

令和二年第一回藤崎町議会臨時会会議録

一、開会日時 令和二年五月十三日 午前九時五十九分

一、開会場所 藤崎町議会議場

一、閉会日時 令和二年五月十三日 午前十一時一〇分

一、出席及び欠席議員の氏名

別紙のとおり

一、職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長 藤 田 伸 主 幹 佐 藤 健

一、地方自治法第二百一十一条第一項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	平 田 博 幸	副 町 長	五 十 嵐 晋
総務課長選管事務局長併任	兵 藤 範 明	財 政 課 長	三 上 孝 之
税 務 課 長	木 村 宣 文	住 民 課 長	森 篤 篤
福 祉 課 長	久 保 田 整	農政課長農委事務局長併任	高 木 秀 光
建 設 課 長	神 昭 彦	上 下 水 道 課 長	阿 部 悟 悟
会計管理者会計課長兼務	佐 藤 康 文	監 査 委 員	工 藤 友 良
選 挙 管 理 委 員 長	加 福 孝 二	農 業 委 員 会 会 長	野 呂 廣 志
教 育 長	羽 賀 義 易	学 務 課 長	清 野 健 志
生涯学習課長	佐々木 泰 人	学校給食センター所長	清 水 裕 行
経営戦略課長	葛 西 昭 仁		

一、議事日程

別紙のとおり

一、会議に付した事件

一、会議録署名者指名

一、会期の決定

一、諸般の報告

一、町長提案理由説明

一、発議第一号 藤崎町議会議員の期末手当の特例に関する条例案

一、報告第二号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件  
(藤崎町税条例等の一部を改正する条例)

一、報告第三号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件  
(藤崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

一、報告第四号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件  
(令和元年度藤崎町一般会計補正予算(第七回))  
の件

一、報告第五号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件

(令和元年度藤崎町一般会計補正予算(第八回))  
の件

- 一、報告第六号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件  
(令和元年度藤崎町国民健康保険(事業勘定)特別  
会計補正予算(第五回))の件
- 一、報告第七号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件  
(令和二年度藤崎町一般会計補正予算(第一回))  
の件
- 一、報告第八号 専決処分した事項の報告の件(損害賠償額の決定  
について)
- 一、議案第二十三号 藤崎町特別職の職員の給与に関する条例の一部を  
改正する条例案
- 一、議案第二十四号 藤崎町国民健康保険条例の一部を改正する条例案
- 一、議案第二十五号 令和二年度藤崎町一般会計補正予算(第二回)案
- 一、議案第二十六号 令和二年度藤崎町国民健康保険(事業勘定)特別  
会計補正予算(第一回)案

一、議事の経過

別紙のとおり

## 別 紙

### 議事の経過

第一日 令和二年五月十三日

開会 午前九時五十九分

#### ○議長（小野 稔君）

おはようございます。開会前に、新型コロナウイルス感染症対策の 議場における対応について報告します。

- ・ 議場では必ずマスクを着用すること
- ・ 質問や答弁の時はマスク着用を認めますが、ハッキリと大きな声でマイクに近づいて発言すること
- ・ 議場に入る際は、必ず手指の消毒をすること。
- ・ 一時間に一回程度、休憩を宣言し換気を行います。
- ・ 質問や答弁は簡潔明瞭に、会議時間の短縮に努めること。

続きまして、傍聴者に報告します。

- ・ 議場へ入る際は、マスクを着用し、手指の消毒を行ってから入ること
- ・ 傍聴席に座る際は、間隔を開けて座ること
- ・ 発熱や風邪の症状がある場合は、傍聴を自粛すること
- ・ 傍聴人受付票には必ず連絡先を記入すること

以上の対応で本臨時会を進めてまいります。

次に、三月定例会におきまして副町長に選任同意されました「五十嵐 晋」氏に、登壇のう え、就任のごあいさつをお願いいたします。

○ 副町長（五十嵐晋君）

[副町長 五十嵐晋君 登壇]

おはようございます。私は三月定例会におきまして、議員の皆様のご承認をいただき、四月一日より藤崎町副町長に就任をいたしました五十嵐でございます。私は四年前に町民の方に住んでいて良かったという町にしていきたいというお話を申し上げました。第二期もまた同様でございます。平田町長の下、町民の方に住んでいて良かったと思えるような町にしていけるよう、誠心誠意努めてまいりますので、どうか議員の皆様にはご指導ご鞭撻をお願い申し上げます。私のあいさつといたします。よろしくお願ひいたします。

○ 議長（小野 稔君）

次に、四月一日付け人事異動により説明員に異動がありましたので自己紹介をさせます。

最初に農政課長 高木秀光君。

○ 農政課長農委事務局長併任（高木秀光君）

農政課長農業委員会事務局長併任の高木です。農業振興に努めてまいりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○ 議長（小野 稔君）

続きまして、生涯学習課長 佐々木泰人君。

○ 生涯学習課長（佐々木泰人君）

このたび、生涯学習課長を拝任いたしました佐々木と申します。藤崎町の社会教育と藤崎町の文化振興の発展のために、頑張っていくしますので、どうぞ皆さんよろしくお願ひします。

○ 議長（小野 稔君）

続きまして、税務課長 木村宣文君。

○ 税務課長（木村宣文君）

このたび、税務課長を拝命いたしました木村でございます。国民の三大義務の一つでありま

す、納税義務の一端を担うものとして、皆様のご理解ご協力をいただき、公平公正な税務行政に努力してまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（小野 稔君）

続きまして、会計課長 佐藤康文君。

○会計課長（佐藤康文君）

このたび、会計管理者並びに会計課長を拝任しました佐藤と申します。法令条例等の趣旨に則り、適正な会計事務の執行を確保したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小野 稔君）

ただ今の出席議員数は、十四名であります。

定足数に達しておりますので、ただ今から令和二年第一回藤崎町議会臨時会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

日程第一、会議録署名者の指名を行います。

会議規則第二百二十二条の規定により会議録署名者は、

十 番 相 馬 勝 治 議 員

十一番 横 山 哲 英 議 員

十二番 野 呂 日出男 議員を指名いたします。

日程第二、会期の決定を議題といたします。

本臨時会の会期及び会期日程については、議会運営委員会で審議いたしましたので、議会運営委員長から報告を求めます。

議会運営委員長 奈良完治議員。

[議会運営委員長 奈良完治君 登壇]

○議会運営委員長（奈良完治君）

みなさんおはようございます。

ただ今から議会運営委員会で審議いたしました結果をご報告申し上げます。

去る五月十一日、午前十時から大会議室において、地方自治法第百九条第三項第一号の所管事務調査のため議会運営委員会を開催し、令和二年第一回藤崎町議会臨時会の会期及び会期日程について各委員の意見を十分尊重のうえ、慎重に審議いたしましたところ、会期は本日一日とし、会期日程についてはお手元に配布しておりますとお開会・会議録署名者指名・会期の決定・諸般の報告・町長提案理由説明・議案審議・採決・閉会

以上のように、議会運営委員会で決定いたしましたことをご報告申し上げます。

○議長（小野 稔君）

お諮りいたします。

ただ今、議会運営委員長から報告がありましたとお開会・本臨時会の会期は本日一日とし、お手元に配布しております日程表のとおりにしたいと思っております。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長の報告のとおり、会期は本日一日とし、お手元に配布しております日程表のとおり決定いたしました。

○議長（小野 稔君）

日程第三、諸般の報告を行います。

議案等の受理事項については朗読を省略し、お手元に配布しております印刷物によりご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

○議長（小野 稔君）

日程第四、報告第二号から報告第八号まで、議案第二十三号から議案第二十六号までを一括上程し、町長から提案理由の説明を求めます。

平田博幸 町長。

[町長 平田博幸君 登壇]

○町長（平田博幸君）

（提案理由の説明 別紙のとおり）

○議長（小野 稔君）

日程第五、発議第一号藤崎町議会議員の期末手当の特例に関する条例案を議題といたします。お諮りいたします。

発議第一号は、趣旨説明、質疑及び討論を省略し、ただちに採決したいと思っておりますが、ご異議ありませんか。（「なし」の声あり）異議なしと認めます。

これから、発議第一号を採決いたします。

発議第一号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって、発議第一号は原案のとおり可決されました。

日程第六、報告第二号専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件（藤崎町税条例等の一部を改正する条例）を議題といたします。

これから質疑を行います。浅利議員。

○十三番（浅利直志君）

税条例の改正に伴う件ですけれども、地方税法の改正ということで、地方税法の中で固定資産税に関わること、税務課長にお聞きすることになるのですけれども、与えられた新旧対照表

八ページの土地建物の現所有者は、住所などを届けなければならないですよと、申告してくださいよというようなことなんですけども、罰則付きも含めてのことだと理解したんですけれども、この現所有者の不申告及び過料について、どのような取り扱いをなさっていくのか、その概要について説明願いたい。

○議長（小野 稔君）

税務課長。

○税務課長（木村宣文君）

お答えいたします。過料につきましては、八ページの七十五条におきまして、過料の内容が書かれておりますが、後段に申告しなかった場合にそのものに対し十万円以下の過料を科するという条例になっております。以上でございます。

○議長（小野 稔君）

ほかにありませんか。浅利議員。

○十三番（浅利直志君）

どういう場合、十万円の過料が科されるようになるということなんですか。休憩でも良いですよ。

○議長（小野 稔君）

休憩いたします。

休 憩 午前十時二十二分

---

再 開 午前十時二十三分

○議長（小野 稔君）

休憩を取り消し、会議を再開いたします。

税務課長。

○ 税務課長（木村宣文君）

お答えいたします。現状の条例でいきますと、第七十四条の三の一項一号から三号に規定しております内容で申告されていない場合には、過料の対象となるということで認識しております。以上でございます。

○ 議長（小野 稔君）

ほかにありませんか。浅利議員。

○ 十三番（浅利直志君）

特に相続の時、亡くなった親父の名義のままであるというようなことがあるわけですよ。実態を言えば家屋が古いからそのうち取り壊すんだというようなことか、相続が整わない場合とか、そういう場合が想定されるんですけども、そうすると亡くなったら、二項のところでは死亡している場合における当該個人の住所及び氏名を申告しなければならないというようなことが義務付けられるというふうな理解でよろしいですか。十万円払うというのはどういうふうな場合に払うんですか。その辺をもうちょっと詳しく説明してください。

○ 議長（小野 稔君）

税務課長。

○ 税務課長（木村宣文君）

お答えいたします。条例上では申告のない場合は過料としておりますが、これまでも亡くなられた方、相続人等につきましては、税務課においても調査の上、不明とならないように努力をしておりますので、故意に申告等をしなかった場合、そういう場合には対象となるものと思われま。以上です。

○ 議長（小野 稔君）

ほかにありませんか。浅利議員。

○ 十三番（浅利直志君）

町民税の改正の新旧対照表の第二十四条の二項のところで、障害者、未成年者、寡婦又はひとり親（これらの者の前年の合計所得金額が百二十五万円を超える場合を除く。）というふうになっているんですけれども、寡夫を死別又は離婚した男性と言いますが、これをひとり親というふうに変えたのは、どういう法令上の趣旨に基づいて変えたんでしょうか。ひとり親と変えたのは、どういう趣旨ですか。

○議長（小野 稔君）

税務課長。

○税務課長（木村宣文君）

お答えいたします。今回の条例法改正におきましては、寡婦、寡夫におきましては婚姻歴の有無について、控除の対象としておりましたけれど、今回婚姻歴等に関わらず、ひとり親につきましても対象とする観点から、こういうような改正となったものであります。以上です。

○議長（小野 稔君）

ほかにありませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから、報告第二号を採決いたします。

本報告はこれを承認することに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって、報告第二号は承認することに決定いたしました。

日程第七、報告第三号専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件（藤崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから、報告第三号を採決いたします。

本報告はこれを承認することに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって、報告第三号は承認することに決定いたしました。

日程第八、報告第四号専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件（令和元年度藤崎町一般会計補正予算（第七回））を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから、報告第四号を採決いたします。

本報告はこれを承認することに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって、報告第四号は承認することに決定いたしました。

日程第九、報告第五号専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件（令和元年度藤崎町一般会計補正予算（第八回））を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから、報告第五号を採決いたします。

本報告はこれを承認することに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって、報告第五号は承認することに決定いたしました。

日程第十、報告第六号専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件（令和元年度藤崎町国民健康保険（事業勘定）特別会計補正予算（第五回））を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから、報告第六号を採決いたします。

本報告はこれを承認することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって、報告第六号は承認することに決定いたしました。

日程第十一、報告第七号専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件（令和二年度藤崎町一般会計補正予算（第一回））を議題といたします。

これから質疑を行います。浅利議員。

○十三番（浅利直志君）

報告第七号のページ数でいきますと、七ページの商工振興費の中で、負担金補助金ということで、飲食業者緊急対策支援金八百万ほど見積もっているんですけども、この内容とコロナ大不況の町における実態をどういうふうに把握していらっしゃるのか。いろんな業種があるんですけども、例えば農業者でも花を栽培している人はかなり大きな影響を受けている。あるいは、運送業者でも景気の良い業者もあるけれども、そうでない業者もある。様々あるんですけども、商工振興費として、コロナの影響をどのように実態把握なさったのか、そして結果として藤崎町飲食業者緊急対策支援金として、八百万ほど見込んでいますけれども、飲食業者はどれくらいあって、どういう被害状況との認識なんでしょうか。

○議長（小野 稔君）

経営戦略課長。

○ 経営戦略課長（葛西昭仁君）

ご質問にお答えします。まず、一つ目ですが、今回の補正にあります飲食業者緊急対策支援金給付事業についてでございます。この事業につきましてはコロナに影響を受ける町内の飲食業者に対して、事業継続のための経済的支援を目的としてございます。内容としましては、二月以降売り上げが三〇%以上減少した町内の飲食店に対して、一回限り二十万円を給付するものであります。対象としましては、町内に店舗を有する飲食店です。申請については、郵送を用いて、申請書類は昨年度の申告書の写し、元年の売上高のわかる書類帳簿等の写し、今年二月以降の月の売上高のわかる書類の写し、これらを勘案して判断していくものであります。支給につきましては、十五日までの申請につきましては、二十二日までに一回目を支給するということになってございます。現状といたしましては、総体で約四十件ほど想定しています。これについては、商工会さんの飲食店プラス私どもで把握している分について合わせて、およそ四十件ということで、四十掛ける二十万ということで、八百万の予算を計上してございます。現状といたしまして、今日現在で二十一件の申請が上がってございます。約半分です。飲食店の支援については、以上でございます。

続きまして、飲食業以外の話について、コロナの影響を受けている業者については、詳しく分析はしておりませんが、ほかの業者につきましては、影響を受けている部分についてはあると認識しております。その中で現状といたしまして、中小事業者への対応については、国県においては、新型コロナウイルス感染症対応資金による金融支援事業、売上減少に対しての持続化給付事業、休業要請に対する県の協力金事業と行われております。さらに今後国の貸付料への補助、県の飲食への緊急事業など追加で行われる見通しとなっております。それに加えて町独自のものとしまして、現在行っております、コロナの影響を受けております飲食業に対する飲食業者緊急対策支援金給付事業、このほか今回の補正予算に盛ってございますが、可決後に

は実施予定の持続化給付金や休業要請協力金の上乗せ支給を予定してございます。中小事業者に対しましては、相応の対応を予定しているところでございます。今後は国の状況を注視しながら、国の地方創生臨時交付金や県の地域経済対策事業を活用し、地元の消費喚起も含め、対応の検討をしているところでございます。以上でございます。

○議長（小野 稔君）

ほかにありませんか。浅利議員。

○十三番（浅利直志君）

町長にお聞きいたします。結論として言えば、コロナ大不況というのは飲食店やあるいは宿泊、観光業だけではなくて、連鎖をして様々な業種に農業分野も含めて直接、間接の影響が出ているわけです。隣とあまり比べたくもないけれども、田舎館村だとかもっと幅広く業種を選定しているわけです。あるいはまた今日、東奥日報紙上でもあった七戸町だとかですね、今後もっと幅広く業種を検討して、給付する支援すると。ただ単に政府の上乗せだとかそういうのはなかなか上手くいっていないから、スピード感がないから、地方自治体が独自でやるという実情もあるので、今後飲食業以外でも幅広く検討するお考えはあるのかどうか、町長にお聞きいたします。

○議長（小野 稔君）

平田町長。

○町長（平田博幸君）

まさしく浅利議員のおっしゃるとおりでございまして、今回の臨時会においては、いわゆる非常に困っている方を優先しての五月一日の専決処分という形で、飲食業に限られて概ね四十社というところでございます。六月の議会もまもなく開催予定でございますけれども、今各課でいわゆる救済策が、まとまりつつあるところでもございます。今回の救済事業からもれた業種、例えばタクシー会社とか一般の小売店とか、あるいは今回のコロナでりんご等については、

割と順調に販売が推移されましたけれども、やっぱり人が密集地に出ない、自粛要請という全国的な要請もありまして、花とかは特に販売価格がダメージ受けているところでもございます。そういうことをもろもろ各課で細かく救済措置を企画検討しているところでもございます。これからの手順としては、二十一日町長との最終的な打ち合わせ、そして六月定例会前の五月の末、二十八日予定してございますけれども、町長主催のコロナ救済策としての全員協議会等で、みなさんのご意見を聞きながら、六月定例会に予算計上して、万全の体制を整えたいとそう思っております。

○議長（小野 稔君）

ほかにありませんか。五十嵐忍議員。

○四番（五十嵐忍君）

今回の補正の新型コロナウイルス対策十万円給付事業、それから飲食業者への支援金事業ですけれども、これどちらも五月七日が受付開始です。そして、一回目の給付が五月二十二日、これは悠長ではないかと思うんですけれども、例えば五月十五日頃でも第一回目の給付は可能だったのではないですか。お聞きします。

○議長（小野 稔君）

平田町長。

○町長（平田博幸君）

例えば小さい村とかありますよね。北海道そして青森県内では西目屋村とかは、基金を取り崩して、前倒しして現金給付をするということで、四月三十日はマスメディアにも紹介されたところでもございます。今回国の予算は、四月の末に衆参予算委員会が可決なされて、各市町村全国では一千七百十八の市町村がありますけれども、国庫支出金として市町村に入るのは、大方五月十八日と予定しているところでもございます。ですから、その辺のタイムスケジュールも勘案して、できる最善の努力をして、十五日までの方は二十二日、いわゆる世帯主の銀行

口座に振り込みするというごさいます。その都度一週間毎のサイクルで、八月六日まで受付しますけれども、今後は一人の町民も漏れなく、国のコロナ対策の定額給付金を受けられるようにチェックしながら、再度まだの方には六月中にまたご案内申し上げて、万全を尽くすということで頑張っまいます。

○議長（小野 稔君）

ほかにありませんか。浅利議員。

○十三番（浅利直志君）

今の十萬円の特別給付金のことですけれども、国から入ってくるお金を待つのではなくて、どこかの自治体でもやっていたけれども、口座が確定したら金融機関が三つか四つに限られているわけですよ、ここは。農協さん、東信さん、青信さん、青銀さんとか。町が借金して立て替え払いとかやってる実態あるでしょ。その分を金融機関に後払いをするというくらいの早くやる方法を早急に検討したらどうなんですか。国のお金が来なくても、起債を起こしてやるとかやってる自治体もありますよね。そのことについて、どういうふうな検討がなされているのでしょうか。

○議長（小野 稔君）

平田町長。

○町長（平田博幸君）

先ほども答弁させていただきましたけれども、万全な体制で早い時期に各国民、町民に給付できる対応はしてきたつもりであります。考え方はいろいろあるかと思いますが、万全を尽くしていきます。

○議長（小野 稔君）

ほかに質疑ありませんか。福祉課長。

○福祉課長（久保田整君）

担当課からも若干説明をさせていただきたいと思います。まず支給に関して、事務手続きの内容を少しご説明させていただきたいと思います。金融機関の口座振り込みを原則するという事で、昨日現在で四千三百件ほどの申請がございます。率にしますと七十%をすでに超えてございます。そして、二十二日に一回目の振り込みを設定したその経緯でございます。処理をするに当たって金融機関にお金を配分する前の作業として、伝票の起票ですとか、金融機関の口座を確認するとかということから、金融機関に実際に振り込みする四日前までに伝票を起票しなければならないという作業がまずございます。そして、申請書が当町は三日の日に郵便局に届け、配達が始まりましたが、七日から三日間掛けて配達する。要するに七日に届いた方と九日に届いた方、三日のタイムラグと言いますか、公平な観点から早く届いた方が早く申請でき早く受けられる、それはいかなものかと。公平性、不公平感をなくする意味からも、受付するのも、支給するのも公平な観点で配慮すべきだろうということ。その伝票処理うんぬんという日程的なものもあって、お金がないからということとは全く考えてございません。十何億という金額にはなりますが、それは、財政、そして会計課会計管理者とも協議の上、必要であれば一借もし、対応するという前提のもとに、町民に対する公平感というものを考えながら、検討した結果二十二日が一番早い日だということ、十五日というのはいろんな意味で不公平感もあるということから、翌週にしたという経緯がございました。以上でございます。

○議長（小野稔君）

ほかに質疑ありませんか。五十嵐忍議員。

○四番（五十嵐忍君）

町民に対して公平にというのはわかりますが、それは平時の発想であって、今非常時ですよ。特に飲食業が、本当に切迫しています。三月二日に町立の小中学校が国の要請を受けて一斉休校に入った。その辺りからもう影響が出ているんですよ。その頃はまだ県内の感染者はゼロですよ。それでももう飲食業は影響を受けているんですよ。三、四、五月もう三カ月目に入ってい

ます。是非スピード感を持って、今回は十五日明後日なので、これは間に合わないのかもわかりませんが、今後このような対策事業がまた次々と出てくるかと思いますが、是非スピード感を持ってやっていただきたいと思います。答弁求めません。

○議長（小野稔君）

ほかに質疑ありませんか。浅利議員。

○十三番（浅利直志君）

本議案と多少は関係するので、議長におかれましてはお許し願いたいと思いますけれども。

○議長（小野稔君）

内容を聞いてから、決めますのでよろしくお願いします。

○十三番（浅利直志君）

藤崎町の飲食業者緊急対策支援金八百万円やあるいはまた、国の制度、県の制度に様々な上乘せをするということは、コロナの対策のために進めているは、否定はしないですけれども、結論的には、三月の一斉休校から始まり、四月の特措法に基づく非常事態宣言と二ヵ月が経過したわけです。町長にお聞きします。その中でPCR検査の問題だとか、出ていますけれども、結局はコロナとどういうふうにつき合っていくのか、基本的な考え方、今後も警戒をしていくというのは大事でありますけれども、同時にコロナと新常識、新生活、共生しなければならないという考え方も山中教授なども示しているわけですが、町長は基本的にどういう考えで、今後感染を防ぎつつ、コロナとどういうふうに向き合っていこうとお考えなんですか。その点を改めてお聞きします。

○議長（小野稔君）

平田町長。

○町長（平田博幸君）

これは国、都道府県、市町村も全く同じ気持ちでまずは注意喚起、そして空気の換気、手洗

いうがい等、そして三密を防ぐという形で万全を尽くすのが、我々の使命だとそう思っております。しかしながら、一部の国民においては、自分のリクリエーションというかエゴというか、そういうので密集地帯に行楽に出る国民もあります。やっぱり一人一人の国民が、特に人類に与えた試練ということで、本当に慎重になって、これからもコロナ対策を一人一人の国民が心してかかるべきだということでございます。町としましても、多分十四日、我が青森県は解除となると思います。しかしながら、一旦緩めるとまた密集したりして、第二の感染を招く恐れもありますので、一人一人の町民に注意喚起をこれからも継続していきたいとそう思っております。そして、人の集まる場所、これは学校も引くくめてそうでございます。なかなか子供達から学び舎を奪い取るわけにもいきませんので、十分教育委員会も学校側と連携を密にして、衛生上の万全を尽くして、今後対応していきたいとそう思っております。もちろん我が町においても、様々な各種団体ももうちょっとの間、総会のシーズンはもう過ぎましたけれども、集会施設の使用を今月の末の辺りまでは、控えるように。来月になったとしても、不要不急の遠出とかは、自粛していただくような注意喚起はしていきたいとそう思っております。また一方では、経済の再生も考えていかなければなりません。六月定例会には今低迷している様々な業種をさらに良い方向にシフトするための様々な事業展開を企画検討しているところでございますので、みなさんからまた、いろいろな意味での知恵を拝借していきたいとそう思っております。よろしく申し上げます。

○議長（小野稔君）

換気を行いますので、暫時休憩します。再開時刻は午前十一時とします。

休 憩 午前十時五十三分

---

再 開 午前十時五十八分

○議長（小野 稔君）

時間前ですが、休憩を取り消し、会議を再開いたします。

ほかに質疑ありませんか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結いたします。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから、報告第七号を採決いたします。

本報告はこれを承認することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって、報告第七号は承認することに決定いたしました。

日程第十二、報告第八号専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件（損害賠償額の決定）についてを議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから、報告第八号を採決いたします。

本報告はこれを承認することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって、報告第八号は承認することに決定いたしました。

日程第十三、議案第二十三号藤崎町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから、議案第二十三号を採決いたします。

議案第二十三号は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって、議案第二十三号は原案のとおり可決されました。

日程第十四、議案第二十四号藤崎町国民健康保険条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから、議案第二十四号を採決いたします。

議案第二十四号は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって、議案第二十四号は原案のとおり可決されました。

日程第十五、議案第二十五号令和二年度藤崎町一般会計補正予算（第二回）案を議題といたします。

これから質疑を行います。浅利議員。

○十三番（浅利直志君）

一般会計補正予算第二回の教育費についてお聞きいたします。その中で給食センター費があるんですけども、補償金として三十三万二千円ほど見込んでいるんですけども、どういう内容なのかお聞きします。

○学校給食センター所長（清水裕行君）

お答えします。この補償金については、国の要請により小中学校が臨時休業の措置に伴って、学校給食用の牛乳の納入業者に影響が生じておる次第でございます。学校再開後も安定的な学校給食を提供することは、児童生徒の心身の健全な発達に極めて重要であるため、国は新型コ

コロナウイルス感染症に関する緊急対応策第二弾を決定し、その内容については、学校給食用牛乳の年間契約に対する支援について補助するとしており、臨時休業に伴う学校給食用の牛乳のキャンセルに対する納入業者を支援する策が講じられたため、三月発注のキャンセル分を補償するものであります。ちなみにこの補償金については、国の国庫補助の対象となっております。以上です。

○議長（小野 稔君）

ほかに質疑ありませんか。浅利議員。

○十三番（浅利直志君）

牛乳のキャンセルあるいは補償というふうに、補償金といった方が正確かもしれませんが。牛乳については補償する、これは良いことではないかなと思っているんですけども、そもそも牛乳は地元業者といますか、納入業者はどちらになっっているんでしょうか。萩原牛乳さんなのかその辺どういうところに補償金を支払うのかということ。もう一つは牛乳以外について、キャンセルしても補償の請求をする業者がなかったと言われておるんですけども、牛乳以外で大きなキャンセルをした食材とかないでしょうか。例えばお米だとか、そういうのはどういうふうになっっているんでしょうか。

○議長（小野 稔君）

給食センター所長。

○学校給食センター所長（清水裕行君）

お答えします。牛乳の納入業者は先ほどおっしゃったとおり、萩原牛乳でございます。その他の食材の三月分のキャンセルについては、使用期限等の配慮をし、献立の変更、組み立てを換えて、四月分以降に納入業者のために使用することとしておりました。大きいキャンセルについては、ございません。以上です。

○議長（小野 稔君）

ほかに質疑ありませんか。浅利議員。

○十三番（浅利直志君）

大きいキャンセルがないということでありましたけれども、いずれにしても是非給食を学校再開もしているわけなので、続けていただきたいということ強く要望しておきたいと思えますけれども、そもそも給食を提供するということに伴って、補償金というのは出てきているんですけれども、関連して学校そのものは、どういうふうな形で再開をなさっているのか。今後は四月七日以降再開していると聞くんですけれども、最大の防止対策も取り入れつつ、再開しているということですが、どういうふうに学校再開なされているのか、改めて説明をしていただきたい。多くの人に影響を与えているのですよ。三月に至っては、首相権限でもないにも関わらず、一方的に全国一律の休校措置を採っているんですよ。甚大な影響を与えているわけですから、小学校の教育はどのように再開しているのか説明していただきたい。

○議長（小野稔君）

学務課長。

○学務課長（清野健志君）

お答えします。再開につきましては、議員がおっしゃるとおり、三密に留意して、手指の消毒、検温をしっかりとやってくるようということで、そういう指導をしながら再開はしております。ただ、一例を申し上げますと、施設の使用、部活動につきましては、今月いっぱいはず、一回二時間を限度に、日曜日は必ず休むこと、というふうに制限を設けております。もっと申しますと学校施設の使用につきましては、一般の団体、個人の使用は五月いっぱい自粛してもらっておりますが、スポーツ少年団や子どもを主体とした団体の貸し出しについては、一日一回二時間までと制限を設けまして、貸し出しを許可しております。それからさきほど申しましたように、日曜日は休んでもらうこと、それから対外試合は自粛してもらうことを要請しております。それから、万が一の感染症発生の経路を把握する上で、役立つと思われるので、利用

者の名簿も提出してもらっております。以上です。

○議長（小野 稔君）

ほかに質疑ありませんか。浅利議員。

○十三番（浅利直志君）

ページ数は十ページですけれども、教育費事務局費に関わることでありますけれども、議員全員協議会でも話になったんですけれども、接触しないで体温を測るものが、保育所、学校等にも必要だと思うんですよね。非接触型の体温測定装置ですね。備品購入費はそういうものに充てられていくものなんですか。それとも何か違う五十四万五千円の中身というのは、どういうふうになっていらっしゃるのでしょうか。

○議長（小野 稔君）

学務課長。

○学務課長（清野健志君）

お答えします。この備品購入費は、議員がおっしゃるとおり、非接触型の体温計。価格で申しますと税込みで一本三万六千三百円です。それを各校に小学校から中学校まで三本ずつ配布する予算計上であります。この三本の根拠につきましては、臨時校長会等で三本でも配布していただければとの校長先生からの要望もありましたので、三本を基本に計十五本分を予算計上いたしました。以上です。

○議長（小野 稔君）

ほかに質疑ありませんか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結いたします。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから、議案第二十五号を採決いたします。

議案第二十五号は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって、議案第二十五号は原案のとおり可決されました。

日程第十六、議案第二十六号令和二年度藤崎町国民健康保険（事業勘定）特別会計補正予算（第一回）案を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから、議案第二十六号を採決いたします。

議案第二十六号は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって、議案第二十六号は原案のとおり可決されました。

これをもって、本臨時会の会議に付議された事件の審議はすべて終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

よって、令和二年第一回藤崎町議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午前十一時一〇分

地方自治法第二百二十三条第二項の規定により、ここに署名する。

議 長 小 野 稔

署名議員 相 馬 勝 治

署名議員 横 山 哲 英

署名議員 野 呂 日出男